

環境省同時発表

平成 26 年 7 月 18 日

フロン回収・破壊法に基づくフロン類の破壊量等の 集計結果(平成 25 年度分)を公表します

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)に基づき、フロン類破壊業者は、毎年度、主務大臣にフロン類の破壊量等の報告を行うこととなっております。

今般、経済産業省及び環境省は、フロン類破壊業者から平成 25 年度分の報告を受け、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

当省としましては、フロン回収・破壊法の円滑な施行により、フロン類の回収・破壊等が一層促進されるよう、環境省とも連携しつつ引き続き取り組んでまいります。

1. 集計結果の概要

(1) フロン類の破壊量

フロン類破壊業者が破壊したフロン類の破壊量は約 4,470 トンであり、平成 24 年度の破壊量と比較して約 0.7% の増加となりました。

フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約 181 トン、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)が約 2,349 トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約 1,940 トンであり、HFC の破壊量は平成 24 年度より増加しましたが、CFC 及び HCFC の破壊量は平成 24 年度より減少しています。

(2) 特定製品別の引取量

フロン類破壊業者が引き取ったフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)から回収したフロン類は約 3,681 トンで平成 24 年度と比べ約 0.6% の増加、第二種特定製品(カーエアコン)から回収したフロン類[※]は約 803 トンで、平成 24 年度と比べ約 1.2% の減少となりました。

[※] カーエアコンからのフロン類の回収は、平成 17 年 1 月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されています。

2. 今後の予定

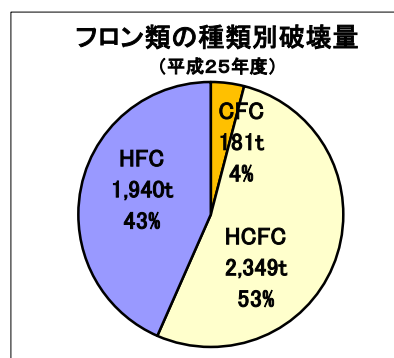
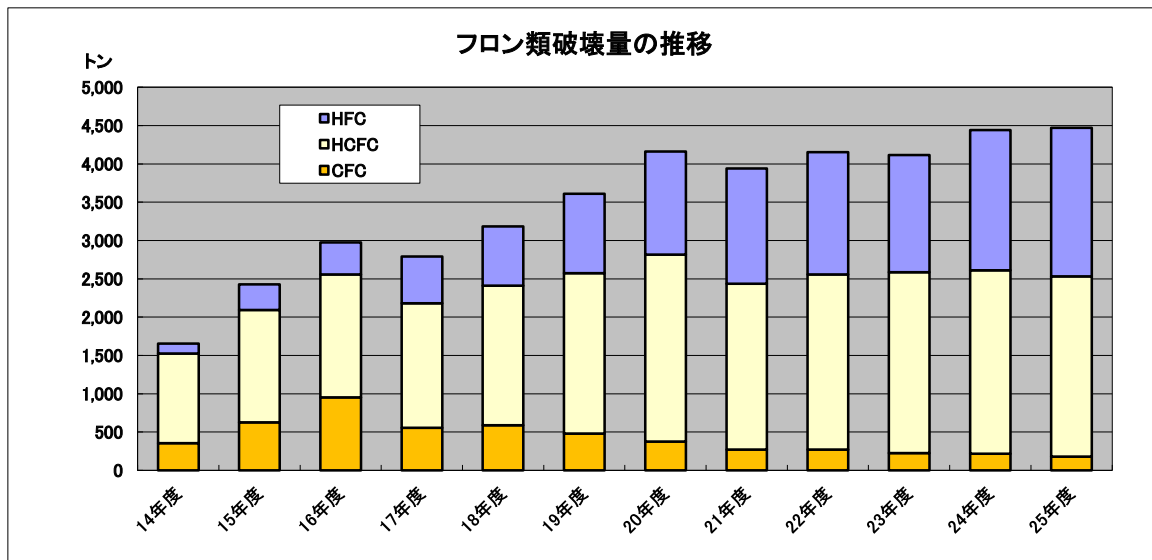
フロン類破壊業者は、第一種特定製品及び第二種特定製品から回収したフロン類を破壊しています。このうち、第一種特定製品から回収したフロン類の回収量等(平成 25 年度分)について、主務大臣は都道府県知事より第一種フロン類回収業者による回収量等の通知を受け、全国集計結果を取りまとめた上で本年末頃に公表する予定です(第二種特定製品については、別途、公表予定)。

フロン類の破壊量等の集計結果（平成 25 年度分）

（単位：kg）

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	11,406	99,890	60,158	171,455
第一種（業務用冷凍空調機器）	165,193	2,362,837	1,153,043	3,681,073
第二種（カーエアコン）	16,053	—	786,513	802,566
引き取った量の合計	181,247	2,362,837	1,939,555	4,483,639
破壊した量	181,258	2,349,031	1,939,572	4,469,861
年度末の保管量	11,394	113,696	60,142	185,233

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課

オゾン層保護等推進室長 大木

担当者：柴田、下館

電話：03-3501-1511（内線 3711～3715）

03-3501-4724（直通）